

1. 議事日程第1号

(平成21年第8回大口町議会臨時会)

平成21年7月29日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第58号 平成21年度大口町一般会計補正予算(第3号)及び議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(提案説明・質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	齊木一三
11番	吉田正輝	12番	木野春徳
13番	倉知敏美	14番	酒井久和
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎧	副町長	森 進
教育長	長屋 孝成	地域協働部長	大森 滋
健康福祉部長	村田 貞俊	総務部長 兼政策推進課長	近藤 則義
生涯教育部長	三輪 恒久	生涯教育部参事 兼生涯学習課長	松浦 文雄
会計管理者	星野 健一	地域振興課長	平岡 寿弘

福祉こども課長	馬場輝彦	保育長	中野幸子
建設農政課長	鵜飼嗣孝	行政課長	掛布賢治
税務課長	河合俊英	学校教育課長	近藤孝文

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	小島幹久	議会事務局長 次	佐藤幹広
--------	------	-------------	------

開会及び開議の宣告

議長（齊木一三君） ただいまから平成21年第8回大口町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（齊木一三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番 丹羽勉議員、8番 土田進議員を指名いたします。

会期の決定

議長（齊木一三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

諸般の報告

議長（齊木一三君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の5月分及び6月分について、平成21年度第1回定期（定例）監査及び行政監査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本臨時会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第58号及び議案第59号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（齊木一三君） 日程第4、議案第58号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第3号）及び議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきました議案の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第58号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出それぞれ3億4,923万1,000円を追加し、総額91億2,443万7,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長から説明をさせていただきます。

次に、議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

委員 木野敏雄氏の任期が本年8月15日に満了になることに伴い、同氏を再任するため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、木野敏雄氏の略歴書を添付させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

以上、2議案についての提案説明とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

議長（齊木一三君） 総務部長、説明を願います。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 皆様、改めまして、おはようございます。

議長さんより御指名をいただきましたので、議案第58号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第3号）について、その内容の説明をさせていただきます。

事項別明細書6ページ、7ページをお願いします。

歳入、款1.町税、項1.町民税、目1.個人、補正額として1億9,000万円の増額であります。その内容は、昨年秋以降の景気の急激な落ち込みにより、個人所得の減少を見込みましたが、減少幅が見込みより少なかったことにより、均等割380万円、所得割1億8,620万円、合計1億9,000万円追加するものであります。

項2.目1.固定資産税、補正額として8,000万円の増額であります。景気後退により、償却資産に係る設備投資が控えられると見込んだためであります。

款13.国庫支出金、項2.国庫補助金、目4.教育費国庫補助金、補正額として5,807万8,000円の計上であります。その内容は、新たに学校情報通信技術環境整備事業が創設されたため、この補助金制度を生かし、小中学校の電子計算機器の更新等により4,944万円の計上であります。さらに、安全・安心な学校づくり交付金863万8,000円については、大口中学校内の情報管理システムの変更に伴っての交付金であり、それぞれ申請中であります。

目5.総務費国庫補助金、補正額として2,115万3,000円、景気対策として地域活性化・経済危機対策臨時交付金が創設されたことによる計上であります。

次に歳出、8ページ、9ページをお願いします。

歳出予算の補正の主な内容は、法人町民税の還付及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金

の執行並びに学校施設整備基金の積み立て等であります。

款2.総務費、項1.総務管理費、目1.行政管理費、補正額として3万円であります。7月に設置しました農業公園構想推進室の旅費であります。

目2.政策推進管理費、補正額として45万円の計上であります。7月に設置しましたプロジェクト員の時間外勤務手当であります。

目11.地域振興費、補正額として1,230万1,000円の計上であります。町内事業所からのコミュニティバスの利用要望などによりバリアフリーバス1台を購入し、輸送力の増強を図るもので、諸経費を含め計上するものであります。

目13.定額給付金納付事業費、補正額として15万6,000円の計上であります。ドメスティック・バイオレンス(通称DV)被害者対策用の定額給付金の計上であります。

項2.徴税費、目1.税務総務費、補正額として8,400万円の増額であります。去る5月11日の議会臨時会で、23節償還金利子及び割引料、町税過誤納還付金及び過誤納還付加算金1億4,200万円の追加補正をお願いしましたが、3月期決算法人の還付額がほぼ確定したことなどにより、さらに不足が生じる見込みとなったため、8,400万円の追加をお願いするものであります。

10ページ、11ページをお願いします。

款3.民生費、項2.児童福祉費、目3.児童センター費、補正額として70万8,000円の計上であります。その内容は、自動体外式除細動器(AED)の購入であります。

目4.保育園費、補正額として183万6,000円の増額であります。児童センター費と同じく自動体外式除細動器の購入と老朽化した厨房機器の購入であります。

目5.子育て応援特別手当費、補正額として3万6,000円の計上であります。ドメスティック・バイオレンス被害者対策用の定額給付金の計上であります。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目1.保健衛生総務費、国庫補助金の事業申請に伴う財源補正であります。

款6.項1.農業費、目3.農業振興費、補正額として373万4,000円の増額であります。その内容は、今年度に用地購入しました下小口六丁目のリサイクルセンター用地内に草の堆肥化施設を設置するもので、工事設計委託料と工事費及び草をチップ化するシュレッダーの備品購入費であります。

12ページ、13ページをお願いします。

款10.教育費、項1.教育総務費、目3.学校施設整備事業基金費、補正額として8,800万円の増額であります。今年度、北小学校建設事業のため学校施設整備基金の取り崩しを予定しており、今後、南小学校の整備が控えておることから積み立てするものであります。

項2.小学校費、目1.学校管理費、補正額として7,630万円の増額であります。平成21年度と平成22年度の2ヵ年で小学校の電子計算機器賃借での更新を計画していましたが、歳入で説明いたしましたように、新たに学校情報通信技術環境整備事業が創設されたため、この補助制度を活用し、小学校の電子計算機器を備品購入で更新を行うものであります。なお、7,630万円には各小学校用地上デジタル放送対応テレビの購入費150万円を含んでおります。

項3.中学校費、目1.学校管理費、補正額として7,450万円の増額であります。中学校運営事業7,450万円は、歳入の教育費国庫補助金で説明いたしましたが、二つの事業が入っており、一つは2,870万円、二つ目は4,580万円であります。2,870万円については、小学校費と同じ学校情報通信技術環境整備事業の補助制度を活用し、電子計算機器を備品購入で更新を行うものであります。さらに、4,580万円については、従来からあります安全・安心な学校づくり交付金制度を活用し、大口中学校内の情報管理システムを備品購入による変更を行うものであります。

14ページ、15ページをお願いします。

項5.社会教育費、目2.生涯学習施設費、補正額として25万円の増額であります。その内容は、地上デジタル放送対応テレビの購入費であります。

項6.保健体育費、目2.生涯学習施設費、補正額として210万円の増額であります。総合グラウンドA面・B面の施設の老朽化により、9月のソフトボール日本リーグ大会での危険を回避するため修繕するものであります。

款14.項1.目1.予備費、補正額として483万円の増額であります。その内容は、今回の補正予算、歳入3億4,923万1,000円、歳出3億4,440万1,000円の差額483万円を追加するものであります。

16ページには、一般職に係る給与費明細書を添付しましたので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第58号 平成21年度大口町一般会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。

議長(齊木一三君) ここで、議案精読のため10時5分まで休憩といたします。

(午前 9時48分)

議長(齊木一三君) それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時05分)

議長(齊木一三君) 会議に入ります前に、総務部長より発言を求められておりますので、許

可いたします。

総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 先ほどの説明の中で、10ページ、11ページ、歳出で
ございます。

目5.子育て応援特別手当費の説明の中で、ドメスティック・バイオレンス被害者対策用の定
額給付金の計上でありますと申し上げましたが、子育て応援特別手当の誤りでありましたので、
訂正させていただきます。失礼いたしました。

議長（齊木一三君） それではこれより、議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっ
ておりますので、御了承を願います。

なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りま
すようお願い申し上げます。

議案第58号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 10ページ、11ページ、農業費、農業公園構想事業、草の堆肥化施設等設
置工事、そしてまた備品購入費。これは、今豊田にある剪定枝置き場の草の部分をこちらで集
荷するということなのか、どういう草をここで処理されるのか、お聞きをしたいと思います。

そして、またこの堆肥化施設となりますと、臭気等の問題が発生する心配があると思いま
すが、その点はいかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（齊木一三君） 建設農政課長。

建設農政課長（鶴飼嗣孝君） 堆肥化に伴う設置場所等についての質問と臭気についての2点
の質問でよろしいでしょうか。

まず、場所につきましては、リサイクルセンターの今空き地になっている部分の西側部分を
予定しております。どこの草かということですが、今年度、五条川、矢戸川につつま
して、地元の団体さんによります草刈りをしていただいております。この草を利用いたしまし
て、まず、この二、三年かけまして田んぼにいいような堆肥ができるかどうかという実験も兼
ねまして、ある程度決まった剪定された草を集めて堆肥化の準備をしていきたいと思ってい
ます。

それから、臭気につきましては、いろいろ調査いたしましたところ、通常、堆肥化するのに
すぐまげてしまうところがあるんですけれども、あれは本来まげずに、1ヵ月程度完熟するま

でじっとしておくというところをちょっと学習しまして、いつもだとかき回してしまいますので臭気が出るんですけれども、その間そっとしておく臭気は出ないということで確認しておりますので、そういった心配はないものと思っております。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 緊急経済対策ということで、国から2,115万円ほどの補助があるわけがありますけれども、今大変な不況です。例えば大口町内の土建屋さん、あるいは1人、2人でやっている下請土建の皆さんなど多数おられますけれども、そうした土木事業等も非常に少なく、とりわけ小さな土建さんをやっておられるような方もおられるわけですが、元請からの下請価格が元請価格の半分程度にまで下がっているというようなことで、仕事をやっても赤字だし、またその仕事が大変少ないと。ですから、大口町内の土建業者の皆さん等早く仕事がもらえないのかというような状況が一つにはあります。こうしたことに対してきちんに対応していくことが、地域経済を活性化させていくためには必要ではないのかなあというふうに感じておりますけれども、そうした面はどうなのか。

あるいは、今、派遣社員、非正規社員の皆さん、大口町内の企業からも大量の首を切られて大変な状況でありますけれども、一方で正社員の皆さんも出勤日数が減らされるなどして、その手取り額は非常に減少しております。そういう中で、教育費あるいは住宅ローンの返済、こういうことに大変な困難が生じているという声も少なくありません。こういうことに対しても、私は何らかの手当てができて得るのかなというふうに楽しみにしておったわけですが、そうしたことについての予算の反映はどうもないようでありますけれども、そうした点については、いかようにとらえておられるのか。

もう一つは、中小自営業者の皆さんに対する対応であります。昨年秋以降、仕事が激減をしている、全くなかったということから、今まで借金をしていた運転資金等の返済が不可能になったというような状況がございます。こうした皆さんに対する手当ても何もありません。それから、社会福祉協議会等で貸し付けている保証人付きの貸付制度が、さまざまあるわけですが、けれども、これについては国の方も、保証人なしで貸し付けができるような検討もされているというふうにも聞いておるところでありますけれども、大口町独自の生活資金の貸付制度もあります。そうした貸付要件を緩和するというようなことで、この緊急時を何とか元気に過ごしていただけるような対応とか、私はいろいろとやるべきことがあったのではないかというふうに思うわけですが、そうしたところには全く手がつけられていないかのように思いますが、御説明をいただきたいと思っております。

今回のこの補正予算歳出条項を見ますと、学校の備品等、リースを予定していたものをパソコンなどの買いかえに充てるというような費用が大変大きいわけでありませけれども、これらが経済対策と言えるのかどうなのか。大きな視点で、日本経済全体については、それは効果はあるんでありませけれども、町内経済、町民の暮らし、そういう視点での緊急経済対策と申しますか、そういう視点が欠けているんじゃないかなというふうに感ずるところでありますけれども、その点についての御説明もいただきたいと思ひます。

もう一つは、保育などの対策であります。今、急激に御主人の収入が減る中で、女性の就業希望者が大変ふえているというのが全国的な傾向で、大口町でもそういうふうな思ひを持っている皆さんがふえてきているのではないかと申すように思ひます。年度途中でも入園を受け付けませというような体制をとって、住民の皆さんにそうしたことについての対応ができるような対策、こういうものも必要だというふうに一般的には言われております。

厚生労働省が、二月ほど前だったと思ひますけれども、待機児童は全国的にどのくらいおるのかということを集計をした報道が朝日新聞で流されました。厚生労働省でさえ、全国で85万人と申しております。それがさらにふえて、今は100万人規模だろうというふうに言われているんです。このように、保育に対する需要が本当に今高まっている、こういう状況も町内で一体どうなっているのかというような点をとらえながら、適切な対応をすることが大切ではないのかなあというふうに思ひます。

大変厳しい経済状況の中で、余野などのいわゆる借家、これもどんどんと空き家が目立ってまいりました。経営者の皆さんも大変だと言っておりますけれども、ちょっと高い借家にはもうおれないというようなこと、あるいは大口町内の企業に勤めていたけれども、退職を迫られて企業に勤めることができなくなったということも起因してのことだろうというふうに思ひますけれども、そうした面では、若い皆さん等に対して家賃補助を積極的にやることで人口の減少を食いとめる、あるいは空き家対策としても効果を上げるというような工夫をしている市町村もあるようでありますけれども、そうしたこと等もぜひ私は現在の経済状況下で検討すべきことではないのかなあというふうに思ひます。

以上、説明と御所見を求めたいと思ひます。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） まず、一番最初の御質問のことでございますが、今回の補正予算の中で、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の振り分けの内容については事項別明細書のとおりでございますが、その中で学校関係での予算が1億5,000万ほど、それからそれを除きますものが1億ほどということで、あと積み立てが8,800万ほどありまして、そのような内訳になっておりますが、このような振り分けの中で、町内の事業所等、町内の業者さ

んに発注できるものが、試算してみましたら約2割ぐらいあるのかなというふうに思うところ
でございます。

今回の臨時対策交付金につきましての目的というものが、もともとが各地方の自治体の財政
の危機に対する支援というのが一番の目的になっておるようございまして、大口町に対しま
しては8割カットという厳しい配分になっておるという状況は、6月議会の中でも説明させて
いただいております。そういう中で町村会を通じて配分についての適正化につ
いての申し入れもさせていただいております。下請業者、土建業者さんやそう
いう方々の仕事が非常になくて困っておるという状況の中で、町の方におきましても、早期発
注に心がけ、さらには地元の業者さんへの指名を優先させていただいたという形で、今施行さ
せていただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、町内の事業所さんに対する対策につきましては、6月議会の中でもお答えさせて
いただいておりますように、去る1月7日の補正を初め、今回の21年度の当初予算の中でもそ
ういう対策について引き続きさせていただいております。大口町独自の上乗せの補助も行って
おるという状況もございまして、その辺のところについても御理解を賜りたいと思うわけ
でございます。具体的な施策の内容については、地域協働部地域振興課の方でとり行っておるわ
けでございますが、決して他の市町村に引けをとらない施策を展開してきておるというふうに
自負しておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 田中議員から御質問をいただきまして、リース料から購入へ
ということで、町内業者、町内経済の対策になるかという御質問だと思います。

正直言って、町内への経済対策としてどうかと思う部分もあります。しかし、例えばテレ
ビのデジタル化等を含めて町内の業者に発注でき得るものがあれば、町内業者優先に発注をか
けていきたいなと思っております。大半がパソコンの整備の方であります。この点につきまし
ては、町内業者で対応できるかどうか、それを含めて発注の方を同じくかけていきたいと思
いますので、よろしくお願いいたします。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 田中議員の保育対策についてお答えさせていただきたいと思
います。

まず、年度途中での入所は、大口町の場合は受け付けておりますので、そういった部分では
よろしいかと思っておりますけれども、ただ、現在まさに御指摘のとおり、町に顕著にあらわれて
いる部分と申しますのは3歳未満児、そういった部分での入所希望というのが、確かに毎日のよ
うに窓口の方に見えます。現在、福祉こども課の中では、そういった部分に、大口町4園ござ

いますけれども、何とか連携をする中で、一人でも多くの方を受け入れられる手法を、そういった部分を検討しながら進めております。以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 予算のないものを今すぐやれといってもできないでしょうけれども、今後ぜひ積極的に対応していただきたいのは、やはり女性の就業を促進する。そのために子育て支援、つまり保育園への受け入れ体制をきちっと整えて、住民にもそういう受け入れを積極的にやりますよという周知もしながら、ぜひ、今3歳未満児という説明もありましたけれども、そうした需要があるのであれば、そうしたところに100%こたえ得るようなそうした体制をぜひ整えていただきたいということを要望しておきたいと思います。以上です。

議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 私、この経済になってから、昨年の12月、そして3月議会の本会議の折にも、十分に景気対策、緊急経済対策をやってほしいということで、町の方も、先ほど御説明がありましたけれども、雇用されてみえる方についても、また自営業者の皆さん方についても、それぞれの施策を展開していただいたということについては、私は感謝しておりますし、今部長が言われるように、近隣の市町の施策と比べても引けをとるものではないなということも存じ上げているつもりです。だから、その上で質問するわけですが、その折にこういったことをさらにお願ひしたのかというと、これは一般会計だけの経済対策になっているんじゃないかと、そういう指摘をさせていただいたんです。例えば、国保だとか介護保険だとか、そういうものも、やはり支払えない人がこれからどんどんふえてくるんじゃないか、だから、そういうことについての対策も私は十分行うべきじゃないかという提案をさせていただいたつもりです。ところが、残念ながら今回の地域活性化・経済危機対策の中には、特別会計の部分がまたも出てきていないんですね。

現実、今、国保の例えば滞納率と申しますか、未納率と申しますか、そういうものはどうなんでしょうか。現実が高まっているじゃないですか。私のところにもおとといぐらいにも相談があったんですけども、保育料が払えないだとか、困ったなということで相談のあった人も現実にあるわけですが、ぜひ福祉こども課の方へ行って、相談に乗ってもらってくださいというお話もさせてもらったんですけども、具体的にそういう声もどんどん出てきているんです、今。だから、そういう意味では、それぞれの部署のさまざまな状況を把握して対策をとっていただかないと、真に町民の皆さん方に喜ばれるものになっていかないんじゃないかなとい

うふうに私は思うんです。だから、ぜひ一般会計の対策をやったからそれでまあおしまいなんだということではなく、特別会計の方にもちょっと目を向けていただかないといかんのじゃないかなあと思うんですけれども、検討されたんですかね。私は、2回ぐらいにわたってこの点について指摘させてもらっているんですよ。それについてどうなのかということ、やはりきちんと答弁として返ってきてないのは残念なんですけれども、しかし目を向けていただきたいんですよ。いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 特別会計にも目を向けるべきではないかというような御質問で、さきのいつの時期の質問だったかちょっと記憶にないのでいかんわけですが、そういう質問があったことは記憶しておるわけでございます。

今回、6月の一般質問の中でも、ただいま各部課の方に照会をかけてやっている時期だと答えておるみたいで、そういう中でその後出てまいりました。そういう各課からの要望に対して、全部は認められるわけではございませんので、絞り込みを行ってまいったわけでございます。

一般会計と、さらには特別会計の性質の違いというのは大きなものがあるのではないかなというふうに考えるところでございます。先ほども言いましたように、この臨時対策交付金そのものが、不交付団体に対するある意味冷たい交付になっておるわけでございます。これが、ひとしく国民がこういうものを受けて、そういう対策を、四つの大きな目的があるわけですが、地球温暖化等、少子高齢化社会への対応とかいうことで、この臨時交付金の目的を十分に大口もこの配分額の中で対応し切れておるかなというのは若干疑問に思うわけでございますが、そういう中でさらに違う性質を持った特別会計に対する対策というものについては、一般会計繰出金というものがある中で、若干いかなものかなということを感じるわけでございます。それはそれで、別途こういう交付金であるから等ということではなくて、広い視点での検討を考えていくことは必要ではあるかなと思いますが、今回については、そういう考えの中で、一般会計を中心に対策を講じてこういう補正予算を計上させていただいたということでございます。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 本当にこの不況になってきまして、私のところにもいろんな相談が現実には来ているんですね。例えば高校に行かせようとは思っておるんだけれども、このままでは授業料もおぼつかない、そういう方からの相談も現実にあるわけですね。母子家庭の方ですと、そういった貸付金等々あるんですね。例えば20年にわたって返済をするという就学資金等々もあるようですけれども、全部で母子家庭の人だと12種類ぐらいのそういう貸付金制度はあるわ

けですが、しかし、現実には連帯保証人がないとその貸付制度が利用できない。実際に貸し付けてもらえることになったとしても、保証人がないと利用できない。ただ、厚生労働省は、同じ母子家庭同士で連帯保証人になってもいいですよということも言っているんですね。お互いに苦しい者同士が連帯保証人になっていくというのも、非常に私はこの不況の中で大変なことじゃないかなというふうに思うんですね。本当に連帯保証人の苦しみというのは、私なんかは毎週のようにいろんな相談を受けていますので、身をもって感じるわけですがけれども、例えばそういうものについては外すように、連帯保証人がなくてもそういう貸し付けが行えるような仕組みにしてもらえるように、やっぱり地方から国に対してそういう意見を述べていくとか、いろんなことができると思うんですね。この経済危機対策ということで、お金が回ってきたからこのお金をじゃあどうやって使うんだということだけじゃなくて、今本当に住民の皆さん方が置かれているその苦しみに対して、じゃあどうこたえたらいいんだと、町だけではそれ以外こたえようがないということだったら、これは国にやっぱりきちんと意見を申し述べていくというのが、私は地方自治体の役割じゃないかというふうに思うんです。そういう意味では、町では何ともなりませんということではなくて、そういう声もしあったとするならば、その声をやっぱり町では何ともならんものだから国に対してきちんと物を言っていく、そういう視点が私はまず必要なんじゃないかなというふうに思います。

だから、さっきその国保特別会計の方に、この今の地域活性化の臨時交付金を振り分けるというのは、どうしたらいいのかということなんでしようけれども、しかし、メニューを見るとほとんどのものに使えるわけですよ。ただし、もう既に行っている事業については、これを充当することはできませんよということを行っているんです。だから、大口町はたまたま先駆けてやってきたものだから、先駆けてやってきた事業に対して充当はできないけれども、しかし、それで本当によいのかという問題なんですよ。どんどん困ってみえる人というのは今ふえてきていると思うんですよ。各課の本当にその窓口に寄せられるいろんな声を、やっぱり僕は真摯に町もいま一度受けとめていただければなあというふうに私は思うんです。そのことをここ1ヵ月ぐらい、私のところにいろんな相談が来るんですけど、本当に感じるんです。何ともならない人は何ともならないですよ、今の制度の中では。しかし、そういった声もやはり吸い上げていただいて、国に対してもきちんと物を言っていってほしい、そういうふうに思います。

例えば、国保なんかでも減免制度がありますけれども、所得が400万円未満ですか、それで前年の3分の2以下に所得が減少する場合減免できるということですがけれども、しかし、もう既に給与所得者でも10年連続して毎年所得が減少していつているんです、景気が悪くなる前から。だから、10年前と比べれば、もう既に3分の1以上減少している人も中にはあるんです。

ところが、1年間で3分の1以上減少していないと国保の減免制度というのは対象にならないものですから、減免されないんですね。また、今こういう事態になってきてさらに景気が冷え込んでいるわけですが、そういう中でもその減免制度が受けられない人というのは、現実にはいっぱいいるということなんですよ。だから、例えばその減免制度を見直すということも私は必要なんじゃないかなというふうに思うんです、例えば国民健康保険でいえば。それから介護保険制度でも僕は同じようなことが言えるんじゃないかと。あと、住民税も個人住民税も景気の落ち込みが見込みよりも落ち込みが悪くなかったから増収なんだということですが、しかし、本当にこの増収になった分が丸々入ってくるかどうかというのはまた別の問題じゃないですか。今、収入が落ち込んでいる人がほとんどなわけですから、そうした中で払わなければならないこれは税金なわけですから、そういう払う側の立場でも物を見てほしいなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 今の御質問の前段の方での生活困窮者に対する連帯保証人、お互いに保証し合うという状況があって、そういう方々等への町での支援という働きかけがあってもいいんじゃないかというような趣旨の御質問ではなかったかなと思うわけでございます。町の方としても労働諸費、この中で勤労者に対する生活資金の融資保証料の補助だとか生活資金の補助ということで、従来からそういう予算を計上して対応をさせていただいておる中でございます。活用もしてみえるわけでございます。

また、具体的な連帯保証人の保証そのものをなくしたらどうかというような一つの考え方を前にお示しになったわけですが、この融資を受けるとか借りるとか、言い方がいろいろあるかもしれないんですけど、返済が伴うものに対するこの貸し手側の保証というのは何らかの形で必ず必要ではないのかなと思うところです、貸し倒れになってはいけませんし。ですから、そういう形を考えると、議員が今提案されましたような形をしかる場所へ提案していくというのは、若干いかなものかなあと思うわけでございます。何らかの形で融資を借りる以上は、借りる方または何らかの方が返済をして担保していくというのは必ず必要ではないのかなと思いますので、御提案については、若干私としてはそういう団体への申し入れというのはできかねるかなというふうに考えるところでございます。

また、今もとへ戻りますが、労働諸費については勤労者等となっておりますので、この等がどこまでの範囲なのかというのは今ちょっとすぐに明確にお答えできないところがあるわけですが、こういう対策も当初予算で計上させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、具体的な国保、さらには税、それから保険料と、そういうものに対する減免の見

直しにつきましては、長年の課税する歴史の中で、今適正な減免規定を設けて執行させていただいていると思いますし、見直しについては、すぐ早急にさせていただくというふうにお答えできるものではないんですが、そういう御意見、それから世間の今の経済状況、そういうものも見がてら考えていく必要はあるかなというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1 番(吉田 正君) まず、連帯保証人のことについていえば、家を失いそうな人だとか、もう既に失ってしまった人、それから職を失ってから2年以内の人に対して、例えば雇用保険がもう適用されないような人、そういった方に対して今貸付制度があるんですよ、新たにつくられたんです、この緊急経済対策の中でね。さらに、住宅手当の支給ということもこの10月から実は盛り込まれるようになるんです。それは、住宅手当については連帯保証人は要しないという、例えばその貸付制度についても、連帯保証人については、あると使い勝手が悪いもんだから、国の方はもう連帯保証人はとらないようにしていこうというような動きに今なっていているんです。なぜかというと、連帯保証人があると借りられないんですよ、結局幾ら緊急対策をやったって。国もそれはもう今理解しているところまで実は来ているんですよ。だから、さらに地方からもそういった声を後押ししていただく必要があるんじゃないかなと、私はそういう理解をしているんです。関係機関にそんなことは言えないというよりも、関係機関はもう既にそこまで今考えつつあるんですよ。だから、そういう意味では、例えば失業者だけじゃなくて、母子家庭の皆さん方に貸し付けるようなそういう資金についても、連帯保証人は外してくださいということは言って言えんことじゃないんですよ。今失業してみえる方に対する貸付制度等々については、もう10月から連帯保証人制度をなくそうと、もう今そういう方向に進んでいるんだから、そういう意味では、母子家庭の皆さん方に対する貸付制度だって同じように連帯保証人を外してほしいということを地方の方から言って言えんことはないんです。そこら辺、まだちょっと私の認識と町の方の認識と若干開きがあるのかなあというふうに思います。

母子家庭じゃなくても、社会福祉協議会だとかいろんなところの貸付制度があるんだけど、そういうものについての連帯保証人もじゃあどうするのかということも、これは検討していただく必要があると思うんです。国が今そういう方向で進んでいる部分があるわけですので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

あわせて国保や介護保険料等々の減免制度、そうしたものも各課の実態、住民の皆さん方の実態、そういうものを調べていただいて、その減免制度をより実効のある減免制度にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（森 進君） 先ほど来、総務部長が答弁をさせていただいております、今回の臨時議会の財源につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これが一つ今回の臨時議会の歳入として大きなものであるわけですけれども、本町における緊急経済雇用対策につきましては、20年度の補正さらには21年度の当初予算で、町独自というんですかね、大口町の中で身近な部分での対応はさせていただくというふうに思っております。現在は、その予算の中で運用をされておるといふふうに思っておりますので、これはこの執行状況を見がてら、これについてはまたそれなりの手が打てるのではないかなあということを考えています。

今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、先ほど来御質問が出ておりますが、私どもとしまして、所管課から各課に照会をしまして、その中で国の各省庁の補助制度等々、そういうものとの関連も見がてら、本町が交付を受けます2,100万ほどの財源になるわけですけれども、こういうものとあわせ持って、今回、町独自の一般財源を投入する中で補正をお願いし、この地域活性化、さらには経済危機対策の効果、そういうものを期待して補正をさせていただきましたので、御理解がいただきたいと思えます。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正輝議員。

11番（吉田正輝君） 9ページ、コミュニティバスについてちょっとお尋ねいたします。

僕、ちょっとはつきりわからななんですけど、これは障害者用とか企業から要請されたとか何かそんなふうなふうに聞いたんですけど、もう一度ここを細かくちょっと説明していただきたいと思えます。

それと11ページ、農業公園構想の草の堆肥化ですね。これは、先ほど同僚議員からも質問ありましたが、五条川の草を刈ってそれを粉碎するというので、積んでおいて堆肥にするというふうなことにちょっと聞いたんですけど、リサイクルセンターの西の方一角を使うということですが、これは野積みにされるのか建物、プレハブでも何でもいいですが、建てられてそこへ積んでおくとか、そういう方向で行かれるのか。これ五条川といってもササがかなり多いと思うんですけど、その利用方法は田畑に使うというふうな聞きましてけれども、中には畑に悪いブタクサとか、いろいろ種によって繁殖するとかいうものもまじっていると思えます。そういうものを完全にこの堆肥化で死滅させて使うのか、その辺もう一遍どういう計画でおられるか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（齊木一三君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 吉田正輝議員の御質問にお答えします。

バスの関係でございますけれども、バリアフリーバスといいますのは、車いす対応ができる車両ということで、スライドが出ましてそのままリフトアップができ、車いすのまま乗車できるタイプの車両でございます。

議長（齊木一三君） 建設農政課長。

建設農政課長（鵜飼嗣孝君） 堆肥化施設についての御質問ということで、まず、建物をつくるのかどうかということで、こちら予算にのせてありますとおり、工事設計、工事費ということで草を置いて堆肥化する施設をつくるための今回の補正でございます。

利用方法につきましては、先ほども申しましたとおり、二、三年につきましては道路上の街路樹の土壌改良とか、あと、よければ五条川に再度使うとかという形で試みながら皆さんに見ていただいて、これを使ってもいいぞということで使っていただければ、住民の方にお配りするなり、うまくいけば有料で持っていただくというような将来的な考えは持っております。

また、今の中で種のこと出ましたんですけれども、種につきましては、60度ぐらいで48時間以上保てれば種がなくなるんじゃないかということもあります。その実験も兼ねまして、当初は、五条川なり矢戸川で草を刈っていただいている方、どなたかもわかっているものですから、直接お話をすることもできますので、そういった草を使ってとりあえず始めさせていただくという形で計画しておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正輝議員。

11番（吉田正輝君） バリアフリーバスということですが、これを1台町で確保しておいて、これは使われる方は限られますわね。そういうときにどういうふうに運行されるか、待機しておいて連絡があればすぐ走るとか、前日にとか何日にと予約されたやつを走るとか、どういうふうに運行されていかれるのか、その辺もちょっとお聞きしておきます。

それと堆肥ですが、これは今はバラスを敷いてあるところですね。建物はないんですね。ただ、例えばコンクリートで仕切ってそこへ置いておくとか、ということは雨ざらしというふうにとってもいいのか、それともそれに適した簡単な屋根がついているのか、そういうこともちょっとお聞きして、60度で死滅するということはいいいんですが、それが本当にササとかそういうものまで、どのぐらいに粉碎されるかちょっとわかりませんが、堆肥になるか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

議長（齊木一三君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） バリアフリーバスの運用でございますけれども、現在実施しておりますコミュニティバス事業の中に投入をしていく予定であります。現在、使用しており

まず4両のコミュニティバス車両につきましては、交通事業者の持ち込みであります。今回購入をいたします町車両を1両投入をして、コミュニティバス事業の中で運用してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（齊木一三君） 建設農政課長。

建設農政課長（鵜飼嗣孝君） 堆肥化施設の構造についてと、種の死滅についての件だと思えます。

構造につきましては、今現状ありますところにコンクリート打ちで床をつくり、それにブロックで仕切りをつくり、そこに草を入れるという形です。大きさにつきましては、備品購入費がありますけれども、チップ化ということで、草を昔ありましたわら切りのようなもので小さく切った方が堆肥化にしやすいものですから、そういったものをそこへ積んでいくということで予定をしております。あと、屋根の方も温度を保つ必要もありますので、雨が降って温度が下がるということがあるといけませんので、屋根もつくらせていただきます。

さらに、種の死滅について大丈夫かということですが、まず60度以上、48時間以上を保てるかということもございまして、一たんはそのできた堆肥の利用は公共的な道路の街路樹とかに使わせていただいて、それを先ほど申し上げましたとおり、住民の皆さんに見ていただいて、これは使えるぞということをお願いできればどんどん持って行っていただくという形で、二、三年かけて進めていきたいと思っております。そういったことでいきなり配るということではなく、とりあえず町内の事業で使えるものを使って実証して、皆さんに広めていきたいという形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正輝議員。

11番（吉田正輝君） ちょっとはっきりわからんで巡回バスでもう一遍聞きますが、これ4台は巡回バスで回っていますけど、この1台というのは何ですか、これ専用を買うんですか。今の事業とは別に使うという意味ですか。それと運用方法、どういうふうに運用されるかちょっとはっきりわからんですけど、その辺もう一度。

議長（齊木一三君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） お答えいたします。

先ほどの説明でちょっと説明不足で御理解がいただけなかったかもわかりませんが、現有は4台の車両が走っております。そのうちの1台を入れかえると、4台の車両を交通事業者が持ち込んで運行しておりますけれども、そのうち1台を契約を切るという形で3台にし、町で購入した1台を足して、4台体制は変わりませんが、そういう形の中で現行のバス事業の中に盛り込んで運行をしていく予定であります。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） 今、吉田議員から御質問がありましたコミュニティバスについてもう一度聞きますけど、このバスに1,186万5,000円というのは、備品購入と書いてありますが、この名義は大口町の名義でございますか。

議長（齊木一三君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 名義人は大口町になります。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） 大口町の名義になるということは、白ナンバーになるということですか。

議長（齊木一三君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 名義人は大口町でございますけれども、これを交通事業者に貸与する形態をとりますので、車両としては青ナンバー車両という形で交通事業者の方で運行管理をしていただくという形になります。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） あまり詳しいことはわかりませんが、運送事業法によりますと、名義人が届け出ないと、営業用ですか、青ナンバーが取れないと思いますが、現在青ナンバーで走るとすれば、例えば今走っているナンバーの車はあおい自動車さんの名前になっているかと思えます。そうしますと、大口町はそこヘリース料として払っているわけですね。今回、この1,100万ほどを払うということは、あおい自動車に車を買ってやるということですか。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 今、あおい自動車に払っております経費の中に、車両の5年償却をした場合の1年間の経費について支払いをしております。それが含まれているわけですが、今回、町が購入したものはあおい交通の方に貸与することによりまして、その分の経費がなくなってくるというふうに理解しております。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） 同じようなことばかりで申しわけございませんけど、例えば、うちのコースに回してほしいなということで、定期的に変わるというようなことはございますか。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 先ほど来申し上げますように、今4台で運行をしておりますバスのうちの1台を入れかえをしてこのバスを走らせるということですので、今の4台の運行の中でこのバスも走るようになります。したがって、臨時便とかチャーター便というような形で運行をしていくバスではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

議長（齊木一三君） これをもって、議案第58号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任について質疑に入ります。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第59号の質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第58号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第3号）の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第58号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第59号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

閉会の宣告

議長（齊木一三君） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了をいたしました。

これをもって平成21年第8回大口町議会臨時会を閉会といたします。

(午前 11時00分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

大口町議会議長 齊 木 一 三

大口町議会議員 丹 羽 勉

大口町議会議員 土 田 進